

加古川市災害廃棄物処理計画の策定について

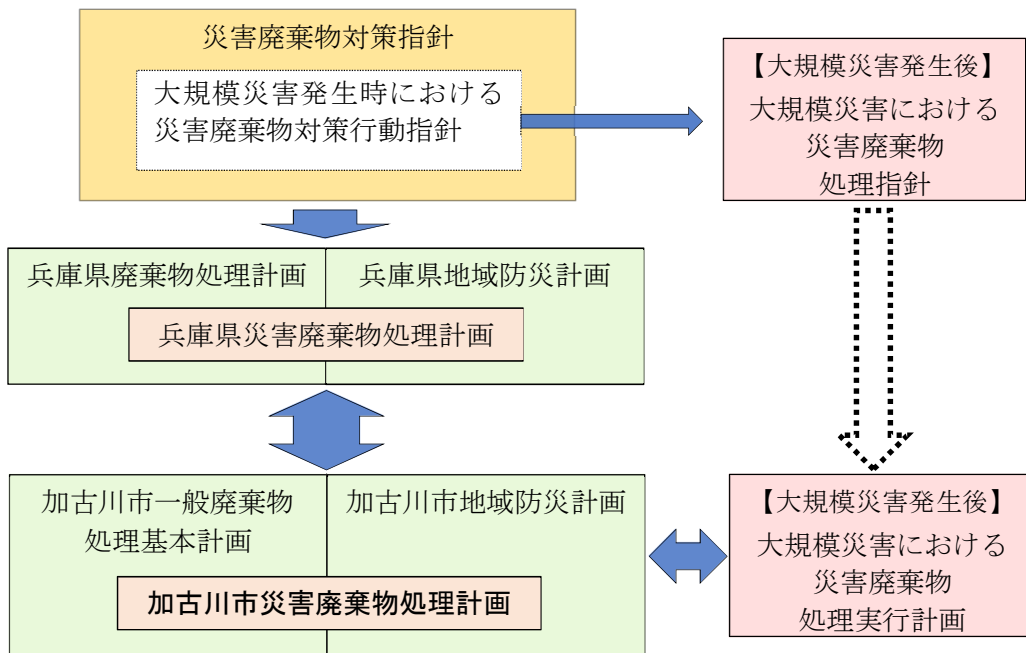
1 概要

災害廃棄物処理計画は、環境省の災害廃棄物対策指針に基づき、都道府県災害廃棄物処理計画との整合を図り策定するものである。本計画は、地震・津波・台風・洪水等に起因する自然災害を対象とし、災害によって発生した廃棄物の収集運搬及びし尿くみ取りの適正処理に関する基本的な事項をまとめた内容で新たに策定する。

また、大規模災害が発生した際には、災害廃棄物処理実行計画を2週間程度以内に作成する必要があるが、その基礎となる。

2 計画の骨子

1. 本計画の位置付け



2. 対象とする災害廃棄物

区分	廃棄物の種類	
被災により発生する 廃棄物	可燃物	木くず、可燃性粗大ごみ、生活ごみ
	不燃物	金属くず、コンクリートがら、不燃性粗大ごみ、陶器・ガラス、家電製品
	家電4品目	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン
	緊急性の高い廃棄物	食品類、畳、布団、太陽光パネル
	可燃・不燃の混合物	
	土砂系混合物	土砂崩れ、洪水、津波による堆積物
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、劇薬
	廃自動車・船舶等	自動車、バイク、農機具、船舶
	適正処理困難物	バッテリー、ガスボンベ、消火器、廃油
被災地、避難所から 発生する廃棄物	仮設トイレ等のし尿	
	避難所ごみ	平常時のごみ分別ルールによる処理
	生活ごみ	

3. 発災時における各主体の行動

- ・初動対応（発災後、数日）と応急対応（発災後、2週間程度）の対応内容
- ・災害廃棄物処理の内部組織体制・指揮命令系統
- ・災害廃棄物に対する業務内容
- ・災害対策を迅速かつ的確に実施するための情報収集・連絡体制
- ・相互応援協定に基づく県、周辺自治体の他、応援事業者等との連携
- ・必要に応じて災害廃棄物処理実行計画の策定
- ・住民等への情報伝達

4. 仮設トイレ等のし尿処理

- ・避難所等における仮設トイレの個数とトイレの確保目標の設定
- ・し尿処理の手順

5. 災害廃棄物処理の基本的な流れ

- ・災害廃棄物発生量の推計
- ・早期復旧、復興のため、原則3年以内に処理完了を目指したスケジュール
- ・災害廃棄物の収集運搬体制の構築
- ・分別、保管、処理のための仮置場開設と仮置場運用の留意事項
- ・仮置場の環境対策とモニタリング

6. 災害廃棄物の処理方法

- ・混合廃棄物、混合可燃物の処理
- ・コンクリート、アスファルト類の処理
- ・廃タイヤ類、廃自動車、廃バイク、廃船舶の処理
- ・土砂系混合物（津波堆積物）の処理
- ・廃石綿、石綿含有廃棄物、一般廃棄物に該当する有害・危険製品の処理
- ・太陽光発電設備の処理 等
- ・貴重品、思い出の品の取扱い

3 今後のスケジュール

令和6年2月 1日	パブリックコメント実施
3月12日	廃棄物減量等推進審議会（報告）